武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会 (第3回)

議事録

日時:令和3年9月29日(水)

場所:オンライン開催

武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会(第3回)

- ○日 時 令和3年9月29日(水) 午後6時1分~午後8時2分
- ○場 所 オンライン開催
- ○出席委員 喜多委員長、澁谷副委員長、橋詰委員、吉安委員、阿部委員、後藤委員、 澤木委員、大上委員、安部委員、若槻委員、水野委員、勝又委員、樋爪委員
- ○事務局 子ども子育て支援課長、指導課長ほか

1 開 会

【子ども子育て支援課長】

まだ数名いらしていない方がいらっしゃるのですけれども、本日は村山委員が所用のため欠席のご連絡をいただいておりますが、それ以外の方はご出席ということで、後にいらっしゃると思いますので、進めさせていただきます。

開会に先立ちまして、配付資料の確認をお願いいたします。事前に委員の皆様に郵送で送付させていただいております。まず、次第がありまして、次第に記載の資料1から資料7まで、まとめて送付しております。資料7について、一部送付漏れがあったため、資料7-4②を別途郵送しております。こちらもあわせてお手元にご用意ください。

なお、本日の委員会の内容については、記録用に録音させていただいております。あら かじめご了解願います。

さて、本日の委員会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、前回に引き続き会議はオンライン開催とし、会議の終了時間については午後8時とさせていただいております。

傍聴の方につきましては、現在、市役所内で、我々事務局と同じスペースにお入りいただき、スクリーンで会議をご覧いただくことになっております。

オンラインで会議を実施するに当たりまして、何点かお願いがございます。まず、発言 されるとき以外は端末の設定をミュートにしておいていただきますようお願いいたします。 発言される際にはミュートを解除して、ご自身のお名前をおっしゃってください。「〇〇です」とご発声いただければ、司会者がご指名いたしますので、その後、お話しください。皆様の端末のミュート設定については、事務局のホスト端末の権限で操作することもございますので、あらかじめご了承ください。

それでは、ここからの進行を喜多委員長にお願いしたいと思います。喜多委員長、よろ しくお願いいたします。

【委員長】

それでは、ただいまより第3回武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会を開会いたします。

2 議 事

- (1) 各種報告事項
- (2) 委員会視察結果について
- (3) 第2回 Teens ムサカツ実行委員会について
- (4) 学校アンケートについて

【委員長】

それでは、議事に入りたいと思いますが、本日、私は委員会でこれまで実施してきた視察を踏まえて、会議の後半に、子どもの居場所について私の委員長としての報告を行う役を担当できればと思っております。そこで、本日の会議進行は、ぜひ澁谷副委員長にお願いできればと思いますが、澁谷先生、お願いできますでしょうか。

【副委員長】

それでは、皆様よろしければ、委員長にかわって本日の進行を担当させていただきます。 どうぞよろしくお願いいたします。

本日の進行は、お手元の次第に沿って進めたいと思います。議事ごとの所要時間についても一応目安が記載されているかなと思うのですけれども、皆様、スムーズな進行にご協力をお願いいたします。

では、議事に入りたいと思います。

議事の(1)は「各種報告事項」となっています。前回の会議から2カ月ほどあいてしまっているのですけれども、市のこの間の関連する取り組みなどについて、事務局からご報告をお願いしたいと思います。質問につきましては、皆様、議事の(4)まで進んでか

らまとめて伺えればと思いますので、まずは一旦ご報告のみお願いいたします。

では、まず、市のほうからよろしくお願いいたします。

【子ども子育て支援課長】

それでは、資料1をご覧ください。「子どもの権利に関する条例の検討に関連する市の 各種取り組み」です。こちらは、第2回委員会で配付した資料に、新規の取り組み等を追 記しているものです。

追記した主なものとしては、7番「子どもの権利に関する図書展示およびワークショップ」が8月23日に開催されましたので、実施結果を記載しております。

12番、13番については、新規で記載いたしました。

12番については、オレンジ色の「子育て・ゆりかごむさしのフェスティバル」のチラシをつけておりますので、ご参照ください。実施の内容は、資料1に記載のとおりです。

13 番は、「季刊むさしの」に子どもの権利に関する条例の検討に関する特集ページを掲載する取り組みについて記載しました。参考に、「季刊むさしの」の特集ページの誌面を添付しておりますので、ご参照ください。

資料1の説明は以上です。

また、これとは別に、10月11日に、安部委員が校長先生でいらっしゃる本宿小学校で 弁護士の橋詰委員に、いじめに関する授業を実施していただけると伺っております。もし よろしければ、簡単にご案内いただければと思います。

【委員】

初めに、このたび子ども子育て支援課のほうから、橋詰先生によるいじめに関する授業のお話をいただきました。このような機会をいただきまして、どうもありがとうございます。

本校では、いじめゼロ・いじめ見逃しゼロを目指して、未然防止・早期発見・早期対応 に取り組んでいるところでございます。その取り組みの一つとして、毎年、全学年の子ど もたちが、道徳や学級活動などで、いじめに関する授業を年に1回以上実施しているとこ ろです。

今回、10 月に学校公開週間を予定しておりまして、この学校公開期間中の 10 月 11 日 (月) に、6年生の教室で、橋詰先生によるいじめに関する授業を実施することとなりました。感染症対策のため、この学校公開につきましては、保護者の皆様の参観も教室の人数を制限させていただいております関係で、委員の皆様にも公開させていただきたいとこ

ろなのですが、オンラインで授業の様子をご参観いただけるよう、子ども子育て支援課の ほうで今準備を進めてくださっているところでございます。本校の6年生の授業がこちら の検討委員会でお役に立てればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【副委員長】

もし時間などが決まっていましたら、皆様にお知らせいただけますとありがたいです。

【委員】

10 時 40 分から 11 時 25 分までの 3 時間目という時間に、6 年 1 組の教室で実施いたします。

【委員】

今回このようなお話をいただきましてありがとうございました。

簡単に紹介しますが、この授業は私が個人で活動しているものではなくて、弁護士会として法教育の位置づけで行っているものになります。法教育というのは、例えば消費者被害とか、何か知識をお伝えするのも一つの法教育ですし、逆に主権者教育も含めて、権利としての考え方など、要は考えるプロセス、そういった法的思考について伝えるのも法教育になります。もう一つ、形としては、人権を考えるというのも法教育の一つでして、まさにこのいじめの予防授業は、その三つ目のパターンになるかと思っております。

ご承知のとおり、いじめというのは子どもが最も身近によく接する人権侵害でもありますので、人権という視点からいじめを子どもたちに捉えてもらって、人権という視点から捉えると、いじめだけではなくて、体罰も虐待も含めて、いろいろなラインが見えてくるという部分もありますので、人権感覚を育てていただくという目的を持ってこの授業を行っております。

大きな柱としては、人権とは何なのかということをわかりやすく説明するところから始まりまして、実際に起きているいじめの自殺ケースですね。過去、報道されたケースなどを一つご案内しながら、人権のことを考えてもらう。あるいは、いじめには4層構造という四つの立場があるとよく言われるのですけれども、そのうちの見ている人という立場の人がいろいろなことができる。この子たちがクラスのみんなの人権を守る一番大きな力を持っている。そんなことも含めてお話をさせていただくような授業になります。

よく期待されるのが、いじめは何々罪に当たるとか、民事賠償でこんな事例があるとか。 先に申し上げておきますと、そういう話は、一切と言っていいくらいありません。むしろ 人権という視点から、いじめというのは人権を侵害するんだよねということを考えてもら うような授業ということでお話をさせていただきたいと思っております。

【副委員長】

ありがとうございます。それでは、委員会視察結果に進んでも大丈夫でしょうか。 では、事務局からよろしくお願いいたします。

【子ども子育て支援課長】

それでは、議事(2)から(4)を一括してご説明いたします。

最初に、議事(2)「委員会視察結果について」です。8月のコロナ禍ではございましたが、感染症防止対策の上、実施をいたしました。視察先は、みらいる、国際交流協会、武蔵野プレイス、プレーパークむさしのです。なお、本日の資料とは別に、視察について委員の感想を添付しております。個人名も入っておりますので、こちらは非公開の資料として、委員の方のみに添付しております。多様な視点でご意見をいただいておりますので、参加されていない委員も含め、委員の皆様の間で情報共有にご活用いただければと思っております。

詳細については、議事(6)「子どもの居場所について」で喜多委員長よりご報告いた だきますので、事務局から視察に関する報告は以上です。

続きまして、議事(3)に参ります。8月29日、第2回Teens ムサカツ実行委員会を 開催いたしました。資料2、カラー刷りの「ムサカツニュース」第2号をご覧ください。

前回の委員会で、悩みがあったとき、どんなところに相談したいかということを中高生に聞いてほしいという委員会のご意見がありました。裏面になりますが、困ったときに相談ができて、安心して過ごせる居場所について、中高生の考えを聞いています。内容については「ムサカツニュース」をご覧ください。

ムサカツ実行委員会の今後の日程は、ニュースの裏面の右下に記載してありますが、第3回は10月17日に開催いたします。第3回では、3月末に行うムサカツ本番のワークショップ「Teens ムサカツ 2022 春」で何をやるのか、子どもたちで話し合っていただく予定です。本番のワークショップは、子どもたちに条例の素案について意見を出してもらえるようなワークショップにしたいと考えておりますが、どのようなワークショップにするのかは、委員の皆様のご意見も伺い、子どもたちと決めていきたいと思っております。

また、来年度ですが、令和4年の4月から5月あたり、ムサカツワークショップで出た 素案に対する意見なども踏まえ、検討委員会で再度ご協議いただき、必要な修正を加えた 後、6月以降、市民に向けてパブリックコメントを行う流れで考えております。 議事(3)の説明は以上になります。

続きまして、(4)「学校アンケートについて」ご報告いたします。資料3、資料3別紙 及び資料4をお手元にご用意ください。

前回委員会でのご案内のとおり、子どもの権利の周知・啓発を兼ねて、子どもの権利の 認知度、ヤングケアラー、自己肯定感、悩みや相談等に関するアンケートを実施いたしま した。その結果の速報値等をご報告いたします。

今回の対象者は、市立小学4年生から6年生、中学1年生から3年生の全児童生徒です。 回答総数は3,743件でした。期間は夏休み明けの8月30日から9月10日の間で実施して おります。実施方法は、市立小中学校において児童生徒に配布しているタブレット端末に より、無記名で回答する方法で行っております。

資料3のアンケート導入の説明文や、資料3別紙のアンケートの内容等については、事前に正副委員長を初め委員の皆様から様々なご助言をいただきました。お忙しい中、誠にありがとうございました。また、各小中学校では、夏休み明けの始業の時期、さらにはコロナ禍の対応等で大変お忙しい時期にもかかわらず、快くご対応いただきました。校長会等でもご対応いただいた安部委員、若槻委員にも御礼申し上げます。

アンケートの結果につきましては、資料4をご覧ください。速報値であり、数字が確定 していないこと、文字が途中で切れており、資料3別紙とあわせてご覧いただく必要があ ることをご了承ください。

資料4の2ページをお開きください。2ページ、3ページは、子どもの権利の認知度を知る設問や、設問項目を読むことで子どもの権利について周知・啓発をすることも兼ねた設問となっております。

3ページの下段、設問5「あなた自身やあなたの周りで、守られていないことがあると思う子どもの権利」については、「悪口を言われたり、仲間はずれにされたりしないこと」という回答が、65.6%と最も高くなりました。

4ページ、5ページは、ヤングケアラーに関する設問になっております。子ども自身が ヤングケアラーであることに気づかず、助けを求められない状況等が社会で課題提起され ておりますが、本市のヤングケアラーについて把握するため、設問を入れております。

4ページ、設問 6-1 「家族の中に、あなたがお世話している人はいますか」の問いに、「いる」との回答が、3,634 件中 465 件、12.8%でした。

一方、5ページの下段、設問6-4ですが、お世話をしている家族がいると回答した人

に「自分の生活にどんな影響が出ていると思いますか」との設問で、「特に影響はない」 が 64.3%でした。ただし、逆に言うと、この 64.3%以外の子どもは、自分の生活に何ら かの影響が出ていると感じていることがわかります。

6ページから9ページは自己肯定感に係る設問で、幾つか視点を変えて聞いております。 10ページ、11ページは、悩みや相談について聞いています。

10ページの下段、設問16「今、困っていること、つらいと感じていること」では、「学校のこと」、「学校の友だち」の割合が高くなっており、次いで「家族のこと」、「お金のこと」となっております。

その他の項目についても記載のとおりです。

今回行いましたアンケートの説明は以上になります。

また、前回委員会で、市立小中学校だけでなく、私立の子どもにもアンケートを行いたいとのご意見がございました。議事(1)の「市の各種取り組み」の13番でご報告した「季刊むさしの」に子どもの権利に関する特集ページを載せておりますが、こちらにウェブのアンケートの実施についてご案内しております。「季刊むさしの」は10月1日ごろより市内各施設に配布されるとともに、市内の私立・市立の中学校の全生徒に配布されます。また、市外の私立の中学校に通う中学生には個別に郵送されます。「季刊むさしの」とともに、ホームページ、SNSなどでお知らせいたします。このアンケートの結果につきましては、次回、第4回の委員会で連報値をお出ししたいと考えております。

説明については以上です。

【副委員長】

結構盛りだくさんで、皆様、なかなか消化不良かもしれないのですけれども、ここまでの議事につきまして、何かご意見やご質問などありましたら、ミュートを外して、お名前をおっしゃっていただいてから、ご発言をお願いできればと思います。いじめの授業のお話、委員会の視察結果、第2回 Teens ムサカツ実行委員会のこと、そして最近行われた学校アンケートについて説明していただきました。

【委員】

先ほどの子どもの権利に関する市立学校アンケート結果について一つ質問させてください。回答総数が 3,743 件ということですが、回答率はどれぐらいになるのでしょうか。

【子ども子育て支援課長】

5月の段階の児童生徒数で聞いているのですけれども、児童生徒数で言うと、4,928 名

ということです。回答率とすると 76.0%です。

【副委員長】

回答率は自治体によって結構違ってくるところがありまして、国の調査などに比べて、 自治体でやると、やはり回答率が高くなると思うのですけれども、76.0%ということで、 まあまあ集まっているのかなという気はいたします。

【委員】

質問です。6-4で「特に影響はない」という方が 64%いたということですけれども、 これは子どもたちが、自分では感じていない。だけど、世間的に見たら、実は君たちは、 こんなことをしなくていいんだよみたいな、そういうのも入っているということですか。

【副委員長】

これはヤングケアラーに関することなので、ほかの自治体でもやった経験からお伝えいたしますと、やはり解釈はできないところが多いのですね。ただ、子どもたちは自分の生活しか知らないので、そういうものだと思っている場合とか、「別に」というふうになってしまっているときもあるらしく、アンケートをした学校の先生などは、これをうのみにはできないんですよねというようなことを有識者会議などでもおっしゃっておられたりします。ただ、多分どこでやっても、「特に影響はない」というのが一番多く出るというところは一貫してあるのではないかと思います。

【委員】

武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会の「傍聴者アンケート結果」を見せていただいて、最初のページの方が、「アンケート調査について、タブレットでの回答も賛成ですが、学校や先生を信用していない子どもはたぶんタブレットも信用しません。児童館・プレイス・コミセンなどで用紙で提出する機会も残してほしい」と書いてあったので、実際どうなのかなというところがちょっと気になりました。

あと、私が学習スペースというか、ボランティアで行っているところのお子さんは、不 登校の子が多いのですが、「実際ネットにつながっているの?」とか、「学校のオンライン 授業はどう?」と聞いてみたのです。たまたまその子はそうだったのかもしれないのです が、ネット環境のやり方が親もわからなくて、「まだできてない」みたいな感じでした。 ご自身もそこまでやろうという気持ちはまだないからかもしれないのですが、そういうお 子さんも何人もいらっしゃると思うので、実際ネットがつながってないお子さんは、意見 があっても言えない。だから、そういう方たちの声も吸い上げられるような何かを考えて ほしいなと思います。

先ほど事務局からのお話で「季刊むさしの」にも取り上げてくださるということですが、 それも子どもも親も見るか見ないかわからないので、もう少し見られる方法を何か考えて いただきたい。わからないですけど、市報のほうが見るのではないかと私は思ったのです。 何かもう少し目に触れる機会があればいいなと思いました。

【副委員長】

今、市報というお話がありましたが、もしよろしければ、委員のほうから、ほかに例えばこういう案があるかもと思いつくものがありましたら。やはり紙媒体なんでしょうかね。 市報のほかに見てもらえそうな媒体はどんなものがありますか。

【委員】

ちょうどここの傍聴者アンケートにも書いてあるのですが、児童館、武蔵野プレイス、コミセンとか、そういう子どもたちが行きそうなところにアンケート用紙という形で、そこのスタッフの方たちが、別に強要ではなく、「もし興味があったら書いてみて」みたいな声かけをしてくれれば、書きたいことは絶対あるとは思うのです。

【副委員長】

ここに出ていた「用紙で提出する機会」ということで、児童館やプレイスやコミセンなどのようなところに、実際に実現に向けて動けるかどうかというあたりのことですね。

【委員】

そうですね。もし検討いただけるのであれば。

【副委員長】

事務局からすぐにお返事は難しいかもしれないのですが、何かお考えがありましたら。

【子ども子育て支援課長】

「季刊むさしの」も、中学生だけではあるのですが、市立も私立も、全校の中学生に配布しております。市内の私立中学校には可能な範囲で個別にお願い文も一緒に挟んでいただくよう依頼してこちらから送付しております。市外の私立に行っているところに個別に発送するときも、依頼のお手紙を挟みまして、見てくださいということでやっております。

あと、スケジュールが立て込んで、市報の 10 月 1 日号には載せられなかったのですけれども、10 月 15 日号に、10 月 20 日までなのですが、まだアンケートできますよというお知らせと、QR コードを載せようと思っております。

また、児童館、プレイスで紙媒体で実施するとなると、提出してから集計までに、アン

ケート内容を見られるのではないかとか、いろいろな課題もあるので、ここから別の方法 でアンケートをどうやるかというところはちょっと考えないといけないかなと思っており ます。

【委員】

これは事務局への質問になるのですが、武蔵野市の不登校児童生徒の施設であるチャレンジルームやクレスコーレにいる子どもたちへは、このアンケートは実施してくださったのでしょうか。

【子ども子育て支援課長】

今の段階ではやっておりません。

【副委員長】

いつも学校を通してのアンケートとかでは、不登校の子をどうするのかというのは、武蔵野市だけではなくて、多分いろいろなところでどうしても出てきてしまうと思うのです。子どもの権利ということを考えたときに、学校につながってない子どもたちの意見を吸い上げる仕組みというのは、多分この委員会はかなり意識していると思いますので、もし機会がありましたら、チャレンジルームとかクレスコーレなどでやれる方法があるのでしたら、そういうのもご検討いただきたいという意見が多いのかなという気が何となくしています。ご検討のほどよろしくお願いします。

【子ども子育て支援課長】

チャレンジルームとか、市立の学校に所属している子たちには、タブレットでは届いているということです。ただ、回答というのは、強要などはしていないので、答えているかどうかはわからないというところです。クレスコーレなどについては、またこちらでも検討してみたいと思います。

【副委員長】

誰か人が一緒にいることで、子どもの気持ちが向かってくれるところもあるかなと思いますので、可能でしたらご検討ください。

【委員】

子どもの権利に関する市立学校アンケート結果ですが、小学校4年生から中学校3年生ですけれども、小学校4年生と中学校3年生ではかなり捉え方が違うと思うのです。行く行くは、例えば学年別とか、小学校と中学校別の結果の集計というのは出るのでしょうか。

【子ども子育て支援課長】

ちょっとお時間をいただければできると思います。今エクセルで膨大な数字が出ているだけの状態なので、そこをまとめれば出てくるとは思います。検討します。

【委員】

よろしくお願いします。

(5) 第2回委員会での議論における論点の整理

【副委員長】

続いて、議事(5)「第2回委員会での議論における論点の整理」に入りたいと思います。

それではまた事務局から資料の説明をお願いいたします。

【子ども子育て支援課長】

それでは、資料5、資料6をご用意ください。

初めに、資料5をご覧ください。第2回委員会での主な意見をまとめております。

最初の○が「いじめ・虐待・暴力」について。黒ポチで主な意見を記載しております。

1点目、身体的暴力の禁止は浸透してきているが、子どもたちを精神的に抑圧していく ような暴力が今、非常に問題になっている。

2点目、親も教師もストレスを抱えており、過剰な叱責や指導によって子どもが追い詰められている実態がある。

3点目、エデュケーショナル・ハラスメントは、加害者側が人権侵害を自覚していない。 4点目、加害者側が人権侵害に気づくためにも、専門的力量を持ったスクールソーシャ ルワーカーやオンブズパーソンが調整活動により問題を解決していくことが重要。

5点目、無意識の加害に気づかせる啓発など、予防の視点も重要などの意見が挙げられました。

それに対し、論点を整理したものが資料6になります。資料6をご覧ください。

こちらは「子どもへの暴力」、「虐待の防止」、裏面にいきまして、「いじめの防止」と項目を分けて論点を整理しました。

まず、「子どもへの暴力」については、委員会のご意見を受けて、しつけや教育的指導といった名目であっても、体罰など身体的な暴力はもちろん、精神的な暴力や過剰な叱責といった子どもの権利侵害について気づいていないかもしれない暴力について、子どもの権利侵害であることをきちんと認識するための項目となっております。

枠で囲まれた部分が、条例の条文となるようなイメージでまとめております。

枠の下の「考え方」の部分に、どうしてこの項目が必要と考えたのか、委員会からの意 見を踏まえ、考え方や補足などを記載しています。

次に、「虐待の防止」について記載しております。

本市は、武蔵野市児童虐待の防止及び子育て家庭への支援に関する条例が制定されており、この条例に基づき、虐待防止と支援体制について規定されておるところですが、改めて虐待が子どもの権利を侵害する行為であることを記載しております。

2ページに参りまして、「いじめの防止」についてです。

こちらは教育委員会がいじめ問題に関する協議会を設置することや、いじめ防止に関する基本方針を定めることなど、いじめの予防・防止の観点と、いじめが認められた場合の対応を行うことについて記載しています。

「考え方」には、上から4番目の〇ですが、いじめが起きた場合、子どもは直ちにいじめから守られなければならないけれども、子どもに対するいじめは、未然に防ぐことが重要であるということ。

一つ飛びまして、上から6番目の○では、学校は、いじめから子どもを守るという視点だけではなく、子ども自身が主体的にいじめについて考え、解決を図ることができるよう、子どもへの権利学習を行う必要があることなどを記載しております。

資料5に戻りまして、二つ目の重点課題の「子どもからの相談/子どもの権利擁護機関 (オンブズ制度)」について、委員会での主な意見です。

黒ポチの1点目、子どもは基本的に相談してこない。現場にいる大人が気づくこと。身 近に接する人のエンパワーが必要である。

2点目、オンブズは身近な人に相談できない子どもを受けとめる機関という機能も担う。

3点目、身近な大人が子どもの様子に気づき、オンブズ制度につなげる仕組みがあるとよい。

4点目、障害のある場合など、いろいろな形で子どもの意見を酌み上げることが重要。 また、子どもの意を酌んで声を聞くことも重要。

裏面に参りまして、一番上の5点目、オンブズ制度には、救済に関する権限や立場をき ちんと付与することが重要などのご意見がありました。

これらのご意見を踏まえ、論点を整理したものが、再度、資料6の2ページの下、「子どもからの相談」の項目です。

子どもが困り事や不安に感じることなどを気軽に話すことができるような、多様な相談 場所の整備に努めること。そこから適切な支援につなげられるよう、関係機関の連携を推 進することが書かれています。

3ページの「考え方」のところでは、相談しやすい場所は子どもそれぞれによって異なるため、地域に多様な形で相談できる場所が用意されることが重要であることや、障害のある子どもや外国にルーツのある子どもも相談しやすい環境づくりが必要であることなどを記載しております。

最後に、「子どもオンブズ制度」です。こちらは委員長報告がありましたオンブズパーソンの職務や、子どもの権利に係る相談・調査専門員等を規定しております。また、学校でいじめに関する重大事件が発生したときは、第三者による調査委員会を設置すること、その調査委員会の委員はオンブズパーソンが人選を行い、推薦することなどを記載しております。

論点の整理についての説明は以上です。

また、この論点の整理については、この後、条例の素案としていくイメージですので、 そちらも踏まえ、ご意見をいただければと思います。

最後に、三たび資料5に戻っていただいて、裏面の中段、「学ぶことのできる場(不登校・学習支援)」と下段、「関係機関の連携・支援者への支援(・地域)」についても、前回の委員会や視察等の感想でご意見をいただきましたので記載しております。こちらは個別課題の条例素案を検討する際の論点整理の参考にさせていただきたいと考えております。

議事(5)の説明は以上になります。

【副委員長】

では、今の説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見などありましたらいかがでしょうか。今までの出てきた意見をまとめていくような形でだと思うのですが。

【委員】

質問です。資料6の「子どもへの暴力」のところで「叱責」と書いてあるのですが、これは親から子とか、先生から子とか、上下関係があるような状態なんですけれども、この中には、子ども同士という視点はあるのですか。

【子ども子育て支援課長】

「子どもへの暴力」というところでは特に区別をしておりません。「虐待の防止」も「いじめの防止」のところも全部暴力が含まれると思うのですけれども、それらを全て含

めた暴力というところなので、もしいじめであれば、子ども同士というのも考えられるし、 虐待と言えば、親も先生もとか、いろいろな全ての暴力です。条例などでは虐待とかだけ で規定するところが多かったのですけれども、これまで、委員会でのご議論を見ていると、 まず暴力というものが、こういう見えない暴力とか、意識していない暴力というのもある ということを皆さんすごく語っていらっしゃったので、そちらをまずまとめたというよう な形になっております。

【副委員長】

それでしたら、もしかしたら、文言からだと、少しわかりにくいところがあるのかもしれません。どうしても子どもという言葉が、大人と対比する存在みたいに見えてしまうところがありますので、子ども同士でもそれが守られていないことがあるということは、ちょっとわかりやすい表現で入れてみたほうが、その意図がより伝わりやすいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

【子ども子育て支援課長】

1月くらいのこれが素案になったときにもまたご議論いただくと思いますので、そうい う形で、今、委員がおっしゃったように、ご意見をいただければと思います。よろしくお 願いします。

【委員】

もう一つお願いします。資料6の上から三つの囲みですが、全て「安心」という言葉が 入っていて、すごくいいなという感じでいます。

それに続いて、「子どもからの相談」ですが、夏休みの視察の際に、相談はもちろん大切なんだけれども、そこへつながるまでの過程がある。その中で、大人との関係づくりがすごく大事だということがわかりました。前回の委員会の内容なので、それが入ってないのですけれども、関係づくりということも重要視してもらえたらなと思います。

【副委員長】

多分、皆様も視察に行かれた方々は、相談という形より前の、子どもが話してもいいかもしれないという相手につながるプロセスの重要性ということを、いろいろな場ですごくお感じになられたと思います。私自身もそうてす。そのような言葉というのを、今までも入ってはいるのですけれども、悩みを相談するという大人の言葉では、子どもには何かしっくりこない場合があるかもしれません。話しやすい環境づくりとか、関係づくりという言葉を入れていく必要があるのではないかということですが、このあたりいかがでしょう

か。

【委員長】

それは私の報告で、視察関係で提案させていただく予定です。

【副委員長】

わかりました。

【委員】

資料6の中で、未然に防ぐために必要な教育や啓発が行われる必要があるとか、権利学習を行う必要があるというのがあちらこちらにうたわれているのですけれども、これは先ほどの橋詰先生により本宿小学校で行われるような弁護士会の人権教室のようなものを想定していらっしゃるのか。それともまた新たに何か仕組みを考えていらっしゃるのか。そこを教えていただきたいと思ってお伺いしました。

【委員長】

私のほうからお答えしてもよろしいですか。

もちろん弁護士会のいじめ防止授業は、一つ非常に重要な実践だということで私たちも評価しているのですが、もう少し広く権利学習を民間でずっとやってきたのがCAPという団体です。CAPによる権利学習というのは、武蔵野市でも小学校の道徳の実践に使われていますし、そういう広い意味での権利学習が対象になっております。最新の資料では、今ユニセフが権利学習の様々なプログラムをつくっておりまして、学校の授業の中で権利学習をやってほしいということで、ユニセフの教材は次回ぐらいにはその資料を提供できるかと思います。権利学習の問題はく、子どもたちがみずから自分の権利を守っていくための力を持つということでとても大事な分野なので、その部分を、また改めて第4回ぐらいのところでは重点的にひとつお願いしようと思っております。

【委員】

資料6の2ページですが、「いじめの防止」のところでまとめていただいた内容についての意見です。

先ほどご説明の中で、上の囲みのところは条例に入ってくる条文のイメージで、その下のところは「考え方」ということだったのですけれども、「考え方」の二つ目の○に「誰であっても、どんな理由があっても、いじめをしてはいけません」。ここは非常に根本的で重要な部分だと思いますので、上の条文のほうに入ってきていい内容なのかなというのが1点です。

それと、ここに記載している内容は、教育委員会ともご調整はいただいている内容だと思うのですが、いじめ防止対策推進法の中に、いろいろと予防に関して、また、起きたときに関してという形で、記載があることとリンクをしている内容になるのですけれども、一部、例えば四つ目の〇で「教育委員会は、学校でのいじめの防止に関する基本方針を定めます」。これは、法律上は教育委員会と学校と両方とも基本方針を定めるとなっていますので、そのあたり、主語ですとか、教育委員会のほうと、いま一度文言の調整はさせていただけたらありがたいと思います。

もう一つ、「いじめの防止」の囲みの最後の〇で「教育委員会は、学校におけるいじめに関する重大事件が発生した場合、その内容について調査を行うとともに、調査結果について公表します」という内容です。こちらはケースにいろいろな状況がありますので、内容についての公表は当然すべきなんですけれども、「当事者の個人のプライバシーに十分配慮した上で」というような文言は、この条例の条文の中に入らなくてもいいと思うのですが、「考え方」のところにはぜひつけ加えておいていただけたらと思います。

【副委員長】

具体的な文言については、法律とか、あるいは担当部署との何をどこまで入れるかというところの調整がこの先行われていくと思うのですけれども、今おっしゃってくださったことなどはすごく具体的ですので、この先ご検討いただくのでも全然構わないですし、もし今の段階で何かお答えすることがありましたら、事務局からお願いいたします。

【子ども子育て支援課長】

大丈夫です。貴重なご意見ありがとうございます。

【委員】

教えていただけたらと思うのですが、オンブズパーソンの仕組みについてですけれども、主語が「市は、市長の附属機関として、子どもの権利が侵害された場合に救済措置を取るための、子どもオンブズパーソンを置きます」と書いてあります。これでは実際いじめに遭った当事者が、この制度を使って調べてほしいと思ったときは、どの機関にお願いをすれば、ちゃんと第三者委員を利用しながら、正確な情報を得ることができるのか。必ず市を通さなくてはいけないのか。どこにお願いをするのかが当事者としてはよくわからない。

【副委員長】

そうですね。私もよくわかってないところもあるのですけれども、もしよろしければ、 オンブズの具体的なイメージを持っていらっしゃるのは事務局か喜多先生かなと思うので す。では、委員長、お願いしてもよろしいでしょうか。

【委員長】

基本的にオンブズパーソンというのは、そこに書いてある「市長の附属機関」で、これは地方自治法上そうせざるを得ないという意味で、実際上は第三者性の非常に強い第三者機関であって、かつ独立した機関です。ですから、保護者とか子どもたちがオンブズに直接相談していただくというのが基本です。

今、東京で稼働している世田谷区の「せたホッと」というのが典型ですが、子どもたちに「せたホッと」の愛称のカードもあって、子どもや保護者が直接オンブズに相談できるような仕組みをつくっています。様々な広報活動をやっている。ですから、どこでというのではなくて、直接オンブズに相談する仕組みをつくろうとしているのは、武蔵野市でもそういう形になるかと思います。

どこかを介して、例えば教育委員会を介してとか、学校を介してというと、学校や教育委員会が止めてしまう場合が多いのですね。申しわけないけれども、本当にいろいろ保護者が学校に相談すると、もう校長先生のところで止まってしまって、その先に行かないという状況です。どこかに相談するんだけど、その相談が救済に結びつかないというのがあったので、むしろ第三者性のある独立した機関をオンブズパーソンとしてつくりましょう。そこに保護者や子どもたちも直接相談してくださいという仕組みをつくるというのが基本なんです。

ただ、地方自治法上は、どうしても市長の附属機関にしないといけないということがあるので、そうしていますけれども、場合によっては、教育委員会の中にオンブズを置こうと。今回、江戸川区が子どもの権利条例でつくっているのは、教育委員会の中にオンブズを設定しているのですが、これは本当に例外です。

保護者の目から見て、教育委員会というのは第三者性があるかどうか。学校現場と教育委員会は違いがあると、よく教育委員会はそう思っているのですが、実は学校でのトラブルに対しても、学校も教育委員会も同じような立場にあって、そこだけだと、救済になかなか結びつかないということがあるので、むしろ市長の附属機関として設定されていることが多いということを申し上げたいと思います。

【委員】

ただ、ここの表現は、これは武蔵野市の特徴かもしれないのですけれども、「直接頼める」という文言を入れてもらわないと、正直、武蔵野市は怖いです。本当にそうなんです。

私は経験者だから言いますが、「直接頼めます」ぐらいの表現にしないと、うやむやにされるという怖い市なので。「直接的に頼めます」ぐらいの表現にしてほしいなと私は思います。当事者が頼める機関だというのを表現の中に入れてほしいなと思います。

【副委員長】

よかったら、委員に少し視点を変えて言っていただいた後に、委員長にというのはいか がでしょうか。

【委員】

私も実は子どものオンブズでの調査委員会と、いわゆるいじめ防止対策推進法が予定している教育委員会附属の調査委員会をどう整理するのかなというところは、今後詰めなければいけないだろうと思っているのです。

今の委員のご不安というのは、この条例のところに、そういった形で書き込まないと不安だというところだと思うのです。さっき喜多先生がおっしゃったように、仕組みとしては多分、市の機関にはせざるを得ないのですが、実際には、別に市長宛てに何か物を申し入れしに行くわけではなくて、それこそ、子どものオンブズパーソンの窓口に申し入れをする。相談するのと同じような窓口です。子どものオンブズパーソン専用の窓口だと思うのです。なので、どういう形で規定すれば、今の不安感を取り除けるかというところは、ちょっと検討要素かなと思うのです。

私の疑問としては、オンブズパーソンのところに「第三者による調査委員会を設置する」 という規定がもし設けられるとしたときに、教育委員会附属の調査委員会というのは設け ないのか。そことの関係性が、実は疑問に思いながら今お話を聞いていたのです。

まとまりがなくてすみませんが、今感じていることはそんなところです。

【委員長】

これはまだ制度の仕組みを説明しているにすぎないので、特に市民向けとか条例の具体的なオンブズに対する様々な活用の仕方みたいなところを、ここではまだきちっとフォローはされていません。ただし、要するに窓口というか、直接相談する人たちは、5番目のところにある「相談・調査専門員」です。

オンブズパーソンそのものは大体3名~5名ぐらいで、月2~3回の会議をやるという 形が多いのですが、相談・調査専門員というのは常設で、常時受けている。窓口にいて相 談活動に携わっている方です。これがオンブズを補佐している非常に重要な専門職です。 ですから、一般的な役所のシステムの中の相談機関とは違って、オンブズが独自にそうい う相談員も置いて、直接対応できるような仕組みを考えているということです。

今の疑問にお答えできることは何かというと、オンブズは常設機関です。それに対して、 対策法で定めているのは、特定の重大事件に対する第三者調査委員会です。僕もかかわっ たことがありますけれども、いじめ対策法上の第三者調査委員会というのは、再発防止の 報告、答申したところで終わってしまうのです。本当にそれが実行されたのかということ を監視できるような仕組みというのはまた別につくらなければダメなんです。

それに対して、常設のオンブズは、もちろん調査権も持っていますし、答申も出しますが、その後の監視もするわけです。モニタリングも含めて、常設機関としてやるメリットがあります。その辺の常設型と、あと、そういう重大事件が発生したときに特別に設置する第三者調査委員会との違いがあります。

これは後で話しますが、今回、町田市のように第三者調査委員会を設けるときには、どこでもすったもんだがあるわけです。そのときに、オンブズがあれば、第三者性のあるオンブズが調査権の延長として、第三者調査委員会をそういう特別なケースについて設置するということはあり得ると思っています。長野県ではそういう条例に絡んだことをやったことがあるのですけれども、そういう違いが一つあります。またこの後の私の報告でもそのあたりを触れさせていただきたいと思っています。

【副委員長】

やはり子どもや親の目線から見てわかるということがすごく大事になってくると思うのです。例えばこういう言葉だと、よりスッと入るというのがもしあったら、今でもなくても、事務局に伝えていただく形でも構いませんし、それがどういうふうに受けとめられるかという使う側の目線がすごく大切になってくると思いますので、そうした意見は遠慮なくどんどんおっしゃっていただいていいのではないかと思います。

【子ども子育て支援課長】

今のオンブズ制度の補足ですが、喜多委員長ともご相談して、最初はオンブズ制度が重大事件のときの調査委員会になるというようなイメージでおったんですけれども、そうすると、先ほど委員がおっしゃったように、最初に直接相談に来たときに、オンブズの人が調査をして、学校でも調査をして、それが重大事件だとなったときに、もう既にオンブズが教育部ともかかわり合って調査をしているのに、それが第三者機関だとなるのは親御さんも納得できないのではないかということで、またさらに別の人をオンブズが推薦して調査委員会を新たにつくるというようなものを考えているというところを、ここの枠の中に

書いております。

第三者委員会については、オンブズは常設なんですけれども、重大事件があって調査するときには、また別の第三者委員会をオンブズが人選する。教育委員会とか市が人選するのでは恣意的になってしまうので、オンブズが人選した第三者調査委員会を設置するということが、枠内の下から2番目と一番下の〇に書いてあるという形です。

【副委員長】

私の仕切りが悪くて、時間が少し押しているのですけれども、すごく大事なことではあると思うので、今の件についてもう少しお話ししたいという方がいらっしゃいましたら、お話ししてください。手短にお願いいたします。

【委員】

私のは簡単です。オンブズマンというのはどんな人がなるのですか。

【委員長】

私のほうでお答えしますと、基本的には第三者性のある学識経験者や弁護士、特に事実の解明をしていくということで言うと、弁護士はどうしても中心になると思います。弁護士がどのように選考されるかというと、大体弁護士会から推薦していただいたりします。もちろん、その自治体にかかわりのある弁護士さんで、非常に熱心な方がいて、その方にお願いするということもあり得るとは思います。しかし、顧問弁護士はダメです。第三者とは言えませんから。そういう意味では、広くオンブズを選考するのは誰かというのも実は大きい。第三者調査委員会の委員を選考するのも、今、町田市はすったもんだしていると思うのですが、そういう特別な調査委員会でも第三者性をどれだけ担保するかということです。

それにふさわしい方を選考することは大変重要なテーマでして、今お話ししたように、 そういう第三者性があって、しかも子どもの問題に精通した委員を選んでいくことになる かと思います。心理学や福祉学や、そういったところの専門の方も候補になることがあり ます。あと、子どもの権利に対してきちっとした対応を持っている医者に頼む。オンブズ はそういうことです。

第三者調査委員会は、あと、遺族推薦というのが入ってくる可能性が結構あります。被害者の側からこういう人に入ってほしい。大津のいじめ事件はまさにそういう形でした。

【委員】

さっきの事務局のご説明に質問です。そうすると、重大事態が起きたときに、通常は教

育委員会附属で調査委員会を設置しますけれども、その調査委員会を設置せずに、武蔵野市では、オンブズがその機能の肩がわりをする。オンブズのほうで設置した調査委員会がするという位置づけなんでしょうか。

【委員長】

今そこの問題は、実際上、教育委員会と詰めているところなんです。

【指導課長】

先ほどのところで、まず学校の設置者である教育委員会が行う委員会、先ほどのいじめの防止のところにある調査については、いじめ防止対策推進法の第 28 条に位置づいているもので調査委員会が行います。これもまた市へ報告することになるわけですけれども、それでもやはり市としてさらに第三者として調査をしなければいけない、また、市長の認めるところ、また、調査を行ったところで保護者が納得しないとか、そのようなときには、推進法の第 30 条の 2 項にある「附属機関を設けて」というところで、そこがオンブズパーソン推薦による市での調査委員会というふうに考えております。

【委員】

要は再調査の委員会ということですよね。

【委員長】

そうです。いわゆる基本調査に対して、詳細調査という言い方もします。

【委員】

そこは改めて整理をしてわかりやすくと思うのですけれども、そうすると、さっき水野委員がおっしゃった信頼できるところでちゃんと調査をしていただきたいという趣旨として、第一義的な調査をオンブズのところで設置するわけではなくて、あくまで第一義的な調査は、教育委員会附属の機関で行って、それに納得がいかない場合の再調査については、教育委員会から離れた市長の附属機関としてのオンブズパーソンのほうの調査委員会でやるという位置づけですよね。わかりました。

ここら辺、今、法律に係るかなり専門的なお話をさせていただいているので、もう少し皆さんにわかるようなフローチャートでもいいのですが、そういったことで共有したほうがいいかなと思いました。この議論は私からは一旦、区切りとさせていただきます。

(6)「子どもの居場所について」

【副委員長】

続きまして、議事(6)「子どもの居場所について」に入らせていただきたいと思います。こちらについて委員長からの報告をお願いします。

【委員長】

この件についても、最初、大上委員から委員会前意見というのが8項目にわたって出ておりまして、今日はそのうちの4項目は資料化して皆さんに出させていただいております。この4項目に関連した報告は、私のほうで参考にさせていただいていますが、残りの4項目については、どちらかというと、むしろ市に対する要請であったり、委員会事務局に対する要請であったり、国に対する要望であったり、いろいろな面でのご意見をいただいております。

私、委員会前意見というのは大変大事で、会議が少ないものですから、委員会前意見というのは委員会としてぜひこういうふうにどんどん出していただきたいと思うのですが、 基本は、子どもの権利条例をどういうふうにつくっていくかという視点で、そういう目的でのご意見を中心にお願いしたいと思っております。

そういうことで、四つの意見のところは参考にさせていただきましたし、特に最後のほうは、私のイミダスの論文まで引用していただいて大変ありがたいのですが、これは次回、第4回の委員会のテーマが子ども参加で、ここの部分にかなりかかわる。先ほどのいじめ関係の権利学習もそうなんですが、子ども自身が参加するという視点はとても大事で、その意味で、学校における子ども参加の問題も含めて、第4回にまとめて、次回にさせていただければと思います。その資料として、イミダスの資料は参考にしていただければ、ご指摘のようなものはよろしいかと思います。

大上委員の意見の中の一つは、条例のイメージが委員会としても十分つかめてないのではないかというご指摘がありました。私も2カ月に1回の委員会で、どこまで条例のイメージを委員の方々に持っていただけるか非常に不安でもあります。それは非常に大事なご指摘でして、条例の目的、性格というのは、第1回に既にお話ししていることですが、あえて改めてもう一度確認させていただきたいということです。

まず一つは、子どもの権利に関する総合条例をつくるということの確認です。そのために、第1回の相談・救済、第2回の権利擁護機関、今日の子どもの居場所、次回の子どもの参加、こういった総合的に子どもの権利や子ども支援にふさわしい領域をフォローしていくというのが委員会の立場です。

そして、中身について、私は地域発ということをずっと言ってきています。武蔵野市の

地域性、そして子どもの現場が求めているもの、そして子ども自身のニーズ、こういうものに応えるのがこの条例の役割であろう。

かつ、この条例は、国際的な視点や子どもの権利条約の視点、あるいは現代的な視点、 今、子どもの権利に関して様々な法律や条例、そして今も総裁選が終わったばかりですが、 子ども庁とか、政治の舞台の中でも、子ども基本法や子どもの権利に関連した様々な動き がある中での条例づくりである。

今日のお話の中身で言えば、町田市が、昨年の 11 月に起きた小学6年生のいじめ事件 に関連して、第三者調査委員会を最終的に設けるということで合意したようですけれども、もし武蔵野市でこういう事件が起きたときに、きちっと対応できるような仕組みをつくっていく必要があるかと思います。

あと、三鷹市の資料を幾つか入れております。これも次回の子ども参加、学校運営に子どもを参加させることですが、三鷹市は管理規則の改定をしていますので、そういう情報を少し視野に入れながら、では武蔵野市では学校の中で子どもの意見や参加をどういうふうに保障していくかということを、次回改めて検討させていただければと思います。いずれにしても、そういう時代の要請に応えることも、この条例の一つの役割だということです。

そういう条例づくりの流れを意識していただきながら、第2回の委員会でのまとめは、 今日事務局がしていただいたので、幾つか補足するだけにとどめます。

一つは、「子どもへの暴力」の問題のところで、これは学校アンケート結果を後で見ていただければと思いますが、資料4の3ページに出ています。私が一番大事だと思ったのは、「あなた自身が特に大切だと思う子どもの権利」は何かということで、80%近いのが三つあるのですが、「安心して生きること」がトップです。2,943名、大体8割、79.4%。そして「差別されないこと」と「戦争に巻き込まれないこと」、これが子どもの権利として子どもたちが考えている。特に安心して生きる権利というのは、今子どもたちにとって非常に切実だということが、やはり子どもに向けられた暴力の問題で重要だと思います。

それから、「子どもからの相談」のところでは、先ほどの「ムサカツニュース」第2号がありましたように、一般的に知らない人に対して相談する場合と、知り合いに対して相談するときと、子どもたちの意識には両方あって、特にこの後申し上げる居場所型の相談です。先ほど委員からあったつながるということの大事さです。つまり、子どもたちが相談できるためには、本当に人と人とのつながりがなければ、相談というところまでいかな

い。そういう居場所型の相談というものが今後すごく重要ではないか。これはプレーパークむさしのと若者サポート事業みらいるの視察の中でかなり深められたと思いますので、これは後で紹介します。

それから、オンブズについては、先ほど申し上げたとおりで、第三者調査委員会を教育 委員会が設置するときにはオンブズが連携していく。どういうふうに連携するかについて はまだ詰め切れていません。オンブズが自己発意の調査権を行使して、オンブズ自身が調 査するということがあってもいいわけです。

残念ながら、これは今までそういう事件が起きて、例えば川崎市のオンブズや札幌市のオンブズが動いたかというと、動かなかったんですね。自己発意で調査権を行使して調査委員会をやってもよかったんだけど、動かない。それは常設委員会としての日常業務にプラスして重大事件の調査権を行使するというのは、事実上難しいんですね。だからこそ、それを教育委員会との協議の中で、第三者調査委員会を、特にオンブズが推薦した、あるいは選考をしながら第三者調査委員会を設けるということが現実的であろうというようなところを武蔵野市でも考えていったらどうか。

なお、第三者調査委員会の設置については、既に文科省が指針を出しています。これは 資料7-2を後で見ていただければと思います。被害者家族との関係をどう構築するかと か、第三者委員会の設置はどうやってするかについては、もう既に文科省が指針を出して います。これはいじめ防止対策推進法に限定されない指針であり、学校事故全体について の第三者調査委員会の設置については既に基準化されていますので、これをまたご参考に していただければと思います。

第2回検討委員会のまとめで私が補足するところはそのようなところで、早速第3回検 計委員会のほうに入ります。

「子どもの居場所」のテーマについては、主には地域において子どもの居場所をどうつくるかというのがメインテーマだったのです。しかし、子どもが日常生活を送っている学校の中にこそ、子どもの居場所が必要ではないか。こういう考え方も当然大事ですので、この二つの視点から、私の委員長としてのこれまでの情報提供プラス視察で大体つかみ取ってきた条例に盛り込めるような項目を整理させていただきました。

まず、情報提供ですが、地域における子どもの居場所づくり、特に子どもの学ぶ権利の保障の問題については、最低限、2016年に制定されている普通教育機会確保法を前提に考えることが必要だと思います。特に第 13条で「不登校児童生徒が学校以外の場におい

て行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする」と定められています。

この 13 条によって学校外の普通教育についてもきちっとオルタナティブスクールを含めて公的支援をしていくということが法律上はうたわれるのですが、残念ながら行政は変わらないまま、この法律制定後も学校復帰を前提とした不登校政策が継続されてしまったために、国会でかなり大きな議論になった。なぜ法律ができても文科省はそれを実施しないのか。議員立法でやったという言いわけもあるのですけれども、法律を無視しているのはおかしいではないか。文科省がやっている学校復帰政策を変換すべきだということで、国会で文科省はさんざん責められまして、ようやく 2019 年 10 月の通知で不登校政策の全面転換をして、これまで学校復帰を求めてきた通知を四つ全部廃止します。そして 10 月 25 日に出された通知に一本化して、ようやく学校復帰にとらわれない支援というのを求め始めていきます。

特に校長による指導要録上の出席扱いをどういう場合に認めるかについては、従来の通知は、全部学校復帰を目的とした場でなければ出席扱いにしなかったのですが、この校長の判断基準を大きく転換したのが大きいと思います。

そして、国のレベルでこの学校外の学びの場に関する制度化がなかなか進まない中で、 地方自治からやっていくべきではないか。今回の武蔵野市の権利条例もそうなんですが、 子どもの学ぶ権利や居場所の問題を、まずは地方自治で実現しながら、国のほうに法制化 していくという流れが今見え始めています。

具体的には例えば栃木県高根沢町がつくった条例です。ここの町長はこういう言い方をしています。「子どもにとって大切なのは、どこで学ぶかではない。何を学ぶかである」。こういう子どもの学ぶ権利保障を端的に述べた町長が、学校復帰を目的としない町営のフリースペース「ひよこの家」を立ち上げて、もう 14~15 年たちます。この町営のフリースペースを援助していく学ぶ権利条例を条例案としてつくったのですが、最終的には、子ども条例の第7条に「学びの支援」という形で、2020 年4月に、多様な学びの機会の充実を目的とした条例で、町がそういうものを求めるということを条文化されています。

それから、20 年前にできた川崎市の子どもの権利条例は、子どもの居場所についての 定義を27条で定めています。特に27条は四つの大きな理念が、居場所の中身に入ってお ります。一つ目は、「ありのままの自分でいること」。二つ目は、「休息して自分を取り戻 すこと」。三つ目は、「自由に遊び、若しくは活動すること」。四つ目には「安心して人間 関係をつくり合うことができる場所」。この四つの原理を含めて「子どもの居場所」と表 現し、これを自治体はきちっと支援していくという考え方が川崎市の条例なわけです。

あと 子ども自身が学ぶ権利を主張した不登校の子どもの権利宣言も非常に貴重な宣言で、これは資料7におさめましたので、参考にしてください。

以上のような動きがある中で、4カ所の視察をさせていただきました。主に今申し上げたみらいるとプレーパークむさしのの二つは、居場所問題で大変重要な発言をいろいろ現場からいただいて、条例に役立てていきたいと思います。あと、国際交流協会についても、子どもたちの民族的・文化的アイデンティティの権利の保障ということで、後で紹介します。それから、武蔵野プレイスは、図書館を軸にしながら、市民活動や子どもの自主的な活動あるいは文化活動を組織していくという非常にユニークな居場所づくりです。ただ、これも、コロナでプレイスの本来の姿がなかなか見えないのが残念だというのが、実際、私が視察に行ったときの感想です。

まず一つ大事だったのは、プレーパークむさしのに行ったときに、私たちは遊ぶ権利の保障ということを念頭に、特にいじめが年間 61 万件のうち、48 万件、8割は小学生に集中しているという現状から、やはり小学生の遊びの権利の侵害の問題を考えざるを得ないのではないかということで、プレーパークむさしのにお邪魔しました。

もちろん遊びの問題も大事だったのですが、ただ、私にとっては、プレーパークでこういう取り組みをしているというのは、私は今まで長くいろいろ見てきた中では、やはりユニークな活動でありました。それはプレーワーカーの方が中心になって、プレーパークで子ども・若者支援事業を実施していたことです。

気になる子と言われている、家庭や学校で課題を抱えているような子どもたちをつなぐ 役割が大事だ。遊びとか、そういう活動を通じて培ってきた子どもとのつながりを大事に しながら、それを相談事業につなげていける。そこのプレーワーカーさんは、今 30 人の 子どもとつながっていることで精いっぱいにやってきているというような言い方をしてい ました。

このようにつながるということ、関係づくりの大切さがもっと深められているのがみらいるでした。子どもが自分らしく生きる権利、学ぶ権利と学校外の多様な学びということで、これは主に高校生世代の 10 代後半の若者と交流をさせていただいた中で、共通に出てきた若い人たちの思いは、学校ではいつも追い立てられて、考える暇もなく、エネルギ

ーを使い果たしていた。学校を離れて、みらいるに来て、初めて自分を取り戻した。自由な時間、暇ができて、ようやく自分を振り返ることができた。こういう意見が若い人たちから出た。人間として生きていくための本当の学びとは何なのか。学校ももちろん学びの場ですけれども、競争原理に支配された学校の学びではなかなか実現しにくい、そういうものをみらいるがきちっと保障しているんだなと思いました。

それから、みらいるでは、文化学習協同ネットワーク、協同ネットと略しますが、その協同ネットの委託事業で4カ所やっているということを伺いました。15 歳以上の若者サポート事業「みらいる」、クレスコーレは中学生への教育支援、ひとり親家庭の訪問学習・生活支援、ひきこもりは15歳から49歳までの若者支援です。この4カ所は、それぞれ担当部局が違うのですが、この子ども・若者支援を横につないでいるのが民間団体だというのがすごく印象に残りました。

これは行政のほうも、子ども若者支援の受け皿をつくる必要があるのではないか。国レベルでも、子ども庁という総合調整省庁をつくろうとしている時代ですので、ぜひ武蔵野市も、子ども施策の総合調整機能を持つ部局、例えば子ども局とか、子ども部とか、こういったものを今後組織再編していく必要があるのではないかということをすごく感じました。

あと、学校における居場所の問題を少しやって終わりにします。

今言いましたように、子どもたちの中で、特に不登校傾向のある子どもたちの中で、自分を取り戻したい。自由な時間がない。学校に追い立てられているような生活の毎日だという子たちに対して、だからこそ、みらいるのような学校外の居場所が必要なんですが、だけど、学校が放置していいのか。やはり追い立てられるような学校ではない。そういう仕組みをつくるためには、子どもの権利条約で言えば、自由な時間、暇を持つ権利、あるいは休息する権利というものが条約の31条に入っているのですが、特に子どもたちの自己回復のために、この権利を保障していく制度論が必要ではないか。

日弁連はかつて、年間 10 日間の欠席扱いにならない休暇制度を子どもに与えよという 提言をしています。そういう子どもの自己回復のための特別休暇制度をつくるというのも 一つの案だと思います。

それから、学校の問題については、ダイバーシティー(多様性)を学校がもっと尊重できるようになってほしいということで、国際交流協会で、学校現場との交流をもっと深めたいということも出ました。

最後に、今日の4時から5時にかけて、教育センターに配置されている6名のスクール ソーシャルワーカーの方々と懇談を持たせていただきました。学校内外の居場所づくりと いうことで、特に学校の外では、子ども食堂などを利用した子どもたちのケアをスクール ソーシャルワーカーがしているという実践も報告されました。学校外もですが、できれば 学校内も子どもの居場所をつくれないか。これは教職員の理解が前提ですけれども、中学 校や高校レベルですと、カフェをつくるという実践は確かにあります。学校の中に居場所 をつくっていくとか、そこで相談活動や子どもたちのつながりがつくられていくようなと ころも今後必要であろう。

それと関連して、ヤングケアラーの発見も、その居場所の中で発見することが可能ではないか。学校アンケート結果では、465 人の家事の負担感を持っている子がいる。そのうち11名が不登校の傾向のある子がいる。ストレスを抱えている子が85人、自分の時間が持てないと悩んでいる子が58 人ということです。これについてアンケート調査を検討していただいた澁谷委員にもう少し補足していただいて、報告を終わらせていただきたいと思います。

【副委員長】

では、私のほうからは短めになります。

私はヤングケアラーを研究してきたわけですが、ヤングケアラーは、まだ学校に行けているんですよね、様子見というような形で捉えられてきました。不登校児になると、ようやく支援につながるというところで、それまでは、家族もつながっているし、まだ大丈夫というふうに見られてきました。ただ、不登校になるころは、ヤングケアラーは、もう頑張れない、誰も助けてくれないという思いが凝り固まってしまっています。学校に行っても周囲と話題が合わないとか、それまでにも、勉強時間が確保できないとか、成績が落ちたとか、部活ができないとか、授業に集中できないとか、できないことがたくさんになってしまっているのです。

ヤングケアラーは、時間がなくて、気持ちの余裕もないので、たとえ地域に居場所があったとしても、そこまで行けない子もいるのかなと思いました。ヤングケアラー支援が進むイギリスなどでは、学校にいる時間をうまく使って、そういう子たちが、気持ちがホッとできるようなことをしています。放課後はすぐ帰らなければいけなかったりするので、昼休みのヤングケアラーミーティングとかですね。学校にいる時間の中でホッとできるところをつくるというのは確かに進められてきたところがあります。

日本ですと、最初にヤングケアラーの教員調査をしたのが新潟県の南魚沼市というところです。そこでは市内の五つの小学校の中で、小学校の中の一室を「だんぼの部屋」といって部屋を借りて、元PTAのおばちゃんたちみたいな感じで先生とは違う人たちが、そこを使ってお茶を飲めるスペースにしているというものです。 もとはと言えば、校長先生が、保護者の子ども好きのおばちゃんたちに、こういうものをつくってほしいとお願いして、一つ部屋をあけて渡したようです。そこにお茶を飲めるような場所をつくって、先生が来てもいいよ、保護者が来てもいいよ、子どもが来てもいいよ、みたいにしています。

「だんぼの部屋」では、リユース品というのですが、例えば小さくなってしまった体操着とか、「卒業生たちがくれた比較的きれいなものがあるよ、リユースだよ」、「100円でどうかな」みたいな感じで、ちょっと困ったという話を聞いたら、100円で提供とか。例えば水中眼鏡とか、子どもたちは家にそういうものがなくて、忘れ物というような形になったりするのですけれども、そういう形で困り事にすぐ対応してもらえたり、お話を聞いたりというようなところが学校内にあるということで、子どもたちはホッとできるというところもあるようです。

子どもたちにとって、学校というのは、そこに入るのを見られたら嫌だとか、学校の人間関係の中で自分がケアしている家族がいることを知られたくないという人もいると思います。そういう人たちにとっては、やはり地域の居場所が大事なんですけれども、それでも、学校の中でも受けとめてくれるところがあるというのも一つの方法になります。「相談コーナー」とやったら全然行かないけれども、気軽にお茶が飲めてちょっと愚痴が言える、世間話ができるみたいなところが設けられていると、それが機能しているところもあるのかなと思いました。そのようにして、問題が大きくなる前に拾って、つなげるということができているのかと思いました。

それでは、子どもの居場所につきまして、実際に皆様は視察に行かれた方もいらっしゃると思いますし、子どもの居場所のあり方についていろいろとお感じになったこともあるのではないかと思います。資料2の「ムサカツニュース」の裏面でも、中高生世代が居場所について考えた結果などが示されていました。

これらのことを踏まえて、皆様から今後、武蔵野市の子どもの居場所はどうあったらいいのか、あるいは子どもの権利に関する条例に、居場所のことをどのように書き込んでいったらいいのかという視点で、子どもの居場所についての考え方をお話しいただければと思います。ぎりぎりまでこの話ができたらいいなと思っていまして、58分ぐらいまでで

すか、皆様の意見をぜひいろいろとおっしゃっていただければと思います。

【委員】

先ほどから学校内に子どもたちの居場所というお話があり、まさに私もそうなんですが、 第四中学校の中に、去年、コロナになる前、居場所カフェをつくりたいという話を、有志 でやろうということで、校長先生にもお願いしに行ったのですが、居場所でカフェという のが、今まで武蔵野市にないということで、私たちの思っているイメージと先生方のイメ ージが合わなくて実践できなかったということがありました。

そういうときに、第四中学校の前の道を隔てた反対側にわくらす武蔵野という障害者の 方の支援施設があるのですが、そこの施設長の方が、たまたまその有志の方が会議で借り て使っていたということもあって、「うちならどうぞ」とおっしゃってくださった。ちょ うどコロナになってしまったので、飲食ができなくなってしまったのですが、カフェとい う形ではなくて学習スペースなら親御さんにも理解していただけるのではないかというこ とで、学習スペースでやってみようといって、実際、今、1年ぐらいやっているのです。

四中生に限らず、近隣の市立、私立に通うお子さんとか、LINEとか、QRコードでチラシを読み取ってもらって、親御さんからでも、子どもからでも、あとは高校生でも来ていいですよという形で、月に2回、第四中学校がメインなので、第四中学校の中間試験とか期末試験に合わせて、金曜日と土曜日に開いています。いずれ四中のほうで、PTA室とかでもお借りしてやりたいねというのが私たちの夢です。

先ほどのお話と同じように、不登校のお子さんでも、何かの機会で学校に来ることがあって、ふらっと寄って、何するわけでもなくていいし、勉強したい子は勉強すればいいし、誰か大人としゃべりたい人はしゃべればいいしという形で、いずれそういうのができたらいいなというのは夢というか、目標にはしているのです。村山さんがいれば、もっと熱い思いを語れたかとは思うのですが。

【副委員長】

実際にコロナという時期でなかなか難しいところはあると思うのですけれども、それでも1年間続けてこられていかがですか。

【委員】

私は第一中学校のほうなので、私だけ離れた地域なんですが、これをきっかけに四中生の子たちと結構仲よくなれて、四中の近くで会うと、声をかけてくれて、「今日、何?」と言うと、「今日、試験があったんだ」「そうなんだ。頑張ってね」みたいな感じで、地域

のおばちゃんではないですが、お互いに顔見知りになれた。私はすごくうれしいのですが、 そういう形ができた。

あと、そのメンバーの中の村山さんが昔やっていた駄菓子屋さんを、コロナでやめていたのですけれども、もう一回やろうよということになりまして、大野田福祉の会の方がメインでやられているのかな、みどりの縁がわというのが緑町にあるのですが、そこと同じ場所で、毎週木曜日の2時から5時に駄菓子屋を最近やり出しました。ここは小学生も幼稚園児も来るので、6年生になった子には、四中の近くに四中カフェがあるから、中学になったら勉強しに来てねみたいな感じで案内したりします。

村山さんがやっていたから、村山さんに会いに来る子どもさんもたくさんいて、私たちはただそこに参加させてもらっていて、顔見知りが増えたという形で、ボランティアで、居場所とは違うのかな。でも、子どもたちがしょっちゅう来てくれるので、つながりが持てるというのではそういうのもいいかなという感じです。地味な話になって申しわけないのですが。

【委員長】

今の話は、僕なんかはとても魅力的で、こういう話こそ条例の中に生かしたいと思うのです。

今も4時から5時までスクールソーシャルワーカーの話を聞いたのですが、地域の居場所や学校内の居場所づくりをぜひ進めたいというスクールソーシャルワーカーの方が四中にも一人いるはずです。四中というか四中担当、そしてそれにつながる学区域の小学校を担当しているスクールソーシャルワーカーがいると思うのですが、そういう方とつながるというか、四中カフェをつくる際、そういう方との交流はないのでしょうか。

【委員】

実際に始まるときに、担当のスクールソーシャルワーカーへお知らせをして、スクール ソーシャルワーカー6名の方には最初から情報共有をしていただいています。一中のお子 さんもいらしたこともありますし、スクールソーシャルワーカーによる紹介を機に、来て くださったこともあるので、そういった感じで情報は毎月流しています。

【委員長】

例えば先ほどのスクールソーシャルワーカーの実践の中で、子ども食堂をつくったという情報をキャッチしたスクールソーシャルワーカーが、ケアが必要な子ども、恐らく家庭にいろいろ抱えていた子とかを、学校内の居場所を提供しながらケアをしていく。そうい

う具体的な子どもの活動と結びついていくということがあります。この四中カフェでも、 具体的に子どもの問題を通じて、スクールソーシャルワーカーとつながるというところま ではまだいっていませんか。これからでしょうかね。

【委員】

例えばスクールソーシャルワーカーの方が紹介してくださったお子さんが、しばらく来ていたんだけど、来なくなりましたが、どうしたんでしょうとかいうことは、私から聞いたりします。それはたまたま志望校が見つかって、それで安定したからなんですよとか、ちょっと心配なお子さんのことを聞いたり、ホッとしたり、そういうのはさせていただいています。

【子ども子育て支援課長】

この委員会外の時間になるかもしれないのですけれども、子ども食堂とか、地域の居場所の方との意見交換会の場とか、今後委員会でそういう場が欲しいということであれば、 決めていただければ調整をさせていただきます。

【委員】

私は、子どもの不登校を機に、子ども食堂の方や学習支援の方に息子が実際お世話になっている当事者ですが、支援者の方が武蔵野市に望むことは、場所がないことなんですね。 武蔵野市は、ご高齢の方向けのテンミリオンハウスがあるのです。ご高齢の方は、自由に行って時間を過ごす場所、テンミリオンハウスというのが、年間 1,000 万円ぐらいの予算でちゃんと建物があるのです。

支援者の方は、この子ども版のテンミリオンハウスが欲しい。そこがあれば、学習支援 もしてあげられるし、昼間ちょっと学校に行きづらい子がそこに立ち寄って、自分の心を 休ませて、学校に行きたくなったから、そろそろ行ってくるわみたいなこともできます。 出入り自由なところの子ども版テンミリオンハウスが欲しいというご意見をいただいてい ます。

【副委員長】

もしかしたら、少しテンミリオンハウスの説明をしたほうがいいかもしれないと思ったので説明します。武蔵野市には8カ所あるのですが、65歳以上の高齢の方が自分で行って、例えばワンコイン御飯みたいな感じで、500円で1日30品目ぐらいのたっぷり御飯が食べられたり、絵はがきを描いたり、健康マージャンをやったりする。そこに行くところがあることで、生き生きと健康寿命を延ばせるという場所を、武蔵野市がすごく頑張って

きて、それを市民の活動としてやってきたのですけれども、それの子ども版があってもいいのではないかというようなご意見でした。補足説明です。

【委員】

武蔵野市では、今まで何度か、児童館をつくってくれというような内容の一般質問があったと思うのです。そのたびに市長答弁は、子どもの居場所として、コミセンを使ってくれということだったのですけれども、本日いただいた委員長の居場所の四つの定義から考えると、やはり子どもの居場所について、今ある適当なところを使いなさいよみたいな考え方は、そろそろやめたほうがいいのかなと思いました。

【副委員長】

私もイギリスのヤングケアラー支援を見てきまして、子どものものを置ける場所というか、例えばゲームであったり、サッカーボールであったり、置いておける。やはり子どもがずっといられる場所があるといいなと思うところは確かにあります。

【委員】

居場所の話で、まず先ほど視察に行っていただいたところのお話ですが、若者サポート事業、クレスコーレ、ひとり親、ひきこもりサポート、これは全部市の委託事業で、今一つの団体さんがやっていただいているというところもあるのですが、その前にご紹介いただいたプレーパークも、実は児童青少年課が委託している事業です。いろいろ子どもたちの声を聞いて、例えば若者サポート事業につなげたりという活動もしていただいているのですが、自分の一番居心地のいい場所を子どもたちが選ぶということ。居場所をつくることも必要なんですけれども、子どもの思いとかニーズも多種多様なので、やはりいろいろな場所が必要だなということと、その子に合わせた支援が必要だということを非常に感じています。

ですので、決まり切った場所をつくることも必要だとは思うのですけれども、子どもたちに合わせたこういうメニューを持った団体、それぞれを増やしていったり、子どもの選択肢を増やすということが今後必要です。居場所の考え方も、箱も必要だとは思うのですけれども、ソフト的なそういう部分の居場所というのも考えなければいけないのではないかと日ごろ思っております。

もう一つ、担い手も行政がやる部分もあるでしょうし、NPOが担っていただいている ところ、あとは社会福祉協議会がやっていただいているところもありますので、その担い 手の考え方も、どういうところにお願いしていくのか。行政だけがやるということではや はり限界もありますし、フレキシブルに対応できませんので、そういうところも、今後、 居場所を考えるところで、担い手の問題もやったほうがいいということが一つ。

先ほどのスクールソーシャルワーカーのところ、私も事務局のほうで見させていただいたのですけれども、学校の居場所というところで、実は放課後カフェは、武蔵野市ではやってなくて、お隣の西東京市さんがやっているところなんですけれども、それはやはり放課後に地域の方がやっているという取り組みのようです。

そのスクールソーシャルワーカーの話の中では、学校には来られるんだけれども、教室に入れない。放課後ではなくて、いわゆる授業中ですね。そういうところの居場所というのは、今、大野田に入っているチャレンジルームは一つしかありません。個人的な意見ですけれども、もし学校にそういう居場所があれば、とてもいいのではないか。スペースの問題とか、支援者の問題はあると思うのですが、せっかく学校まで来られるけれども、教室に入れないような子どもの居場所というのは非常に必要なのかな。放課後は教室もあいているし、地域の方の担い手というのもありますけれども、授業中はなかなか難しいので、不登校になる一段前、学校には来られる子どもたちの居場所というのは真剣に考えるべきかなと思います。

不登校になった子どもについては、今ある場所プラスアルファで居場所も必要かなと思っております。

以上です。

【委員】

今のお話の続きになるのですが、学校に来られるんだけれども、教室に入れない児童生徒が一定数いることは、先日、校長会のほうでもアンケート調査をしてわかりました。ただ、その居場所の確保については、約半数ぐらいの学校がなかなか難しいということ、あと、そこについて寄り添って見てあげられる教員とか職員がなかなか難しいというところがあるのが現状です。

本校でも、ほぼ保健室にいるお子さんが2名程度います。ただ、今コロナ禍で、保健室のほうも、発熱児童とかが来たりするので、スペースを確保するのがなかなか難しい中、パーティションを使ったり、いろいろ仕切りをつくったり、工夫しながらやっています。ただ、保健室もいろいろな子が来ますので、そうなりますと、あいている会議室を使ったり、あいている部屋を転々として過ごしてもらっているという現状があります。

あと、寄り添って見守る人についても、スクールソーシャルワーカーや、あとは、子ど

も家庭支援員という制度を使ったり、近くの東京女子大学の心理学専攻の学生さんが実習で来ていたり、そういった様々な人材といいますか、外部のリソース等も活用しながらですが、安定的にしっかり確保・保障できていないというのは本校だけではないと思います。これまでもそういったニーズは、実は学校管理職からもあったかと思います。校内チャレンジルームの設置を切に願い続けているという校長先生もいらっしゃいます。そういった現状です。

【副委員長】

学校のほうからも、本当はそういうのがあったらいいけれども、なかなかそれを担う人 材を安定的に供給する仕組みが今はないということですね。

【委員】

学校に行っているお子さんたちは、学校の先生とか、保健室とかで見ていただけると思うのですけれども、中学校を卒業した、義務教育を終えた高校生とか、高校を中退したお子さんとか、未成年の方の居場所と、あと、それまでのつながりを何とかつないで、その後の進路に役立てるような仕組みがあるといいと思います。あと、その若者たちを育てる人材の育成も、できたら力を入れていただきたいと思います。

【副委員長】

一つのコミュニティから抜けていった子どもたちがまた頑張れるためには、寄り添う人 が必要になってくると思うのですが、民間の力とかも使わなければいけないとは思うので すけれども、そこをどういうふうにしていくのかというのが課題になってきそうですよね。

【委員】

居場所づくりについてすごく必要だなと思いますし、やはり居場所と同時に、そこにど ういう人がいるのか、安心できて相談できる人とか、一緒に遊べる人とか、そういう人材 もすごく重要だろうと思います。

それと、先ほどからスクールソーシャルワーカーの話がありましたが、そういったところで得たものを、専門職というか、相談職につなげていくというシステムが必要なのかな。 民間の市民レベルの活動と、そういう行政とか、あるいは専門機関との連携というか、つながりというのがすごく大事かなと思いました。

それと、居場所ということももちろん大事なんですけれども、先ほどの先生からのお話の中であった学ぶ権利の保障というのも、それに劣らず大事なものだろうと思います。もちろん安心できる場所というものがベースにあって、そこで学ぶというところが広がって

いくと思うのですけれども、先ほど先生がおっしゃったように、制度も改正されて、必ずしも学校ではない場所でも学んでもいいんだ、そういう大きな方針の転換があったということです。ただ、それがまだ浸透していないというのが現状ですかね。だから、不登校のお子さんの学ぶ権利の保障というか、居場所をベースとしながらも、学校に戻っていくという一つのコースもありながら、なおかつ、そうではないあり方もあるんだ。そういう選択肢を広げていくという活動もこれからは大事なのかなということを感じました。

【副委員長】

子どもにとっての選択肢というキーワードが何度か出てきているのかなと思います。

【委員】

私は青少協活動をやっているので、地域の子どもとはつき合う機会が多いのです。なので、私が一番思うのは、居場所ということでは、物理的な居場所と、あとソフト的な居場所の二つがあるのではないか。先ほどいろいろあったように、子ども版テンミリオンハウスなどもいいのではないかという気もします。

あと、コミセンで遊べとは言うのだけれども、逆にコミセンの大人が嫌がるんですよ。 中学生ぐらいになると、どうしても体力があるので、大人側がかなわなくなるんですね。 そういったこともあって、コミセンがなかなか受け入れられないというのが現状です。

ソフト面で言うと、青少協は、ジャンボリーなどでサブリーダー制をしいていまして、 子どもの育成ということで地域の担い手を育成していますので、そういった形では、すご くいいシステムだと思います。そういった形でジャンボリーに限らず、地域のいろいろな 行事がある。

例えばこの前、境南でやったのは、夏休みのラジオ体操の手伝いに来ないかということを、中学生のサブリーダーの面々に話したりしています。11 月末に通常、市内一斉の美化活動があるのです。今回コロナで、またなくなってしまったのですけれども、毎年、市内の小中学生に声をかけて、市内一斉の美化活動もやっています。あと、正月のお飾りを集めて、どんど焼きという伝統行事なども、小学生プラス地域の大人プラス中学生、そういった形で声かけをして、なるべく地域のイベントというか行事に参加できるようにはしています。

それとともに、やはり物理的な居場所は大切だなというのは感じます。例えば中学生になると、部活があって時間が潰せるのですけれども、なかなかそこまで部活をやってない子どももいるので、そういった形で、子どもが安心して遊べる居場所というのは必要だな

というのは感じます。

一番気になったのは、境のほうで、中学生以上の球技場の使用を禁止するという看板が してあるところがあるのです。これは前も青少協の会議で言ったのですけれども、何でそ ういうことをしているのか。それはそれなりに理由はあるのですね。小学生以下が使えな くなってしまう。ただ、公共の施設でそんなことをしていいのかなというのは僕は疑問で した。

最後に、先ほど学ぶ権利ということでおっしゃられていましたけれども、今こういうコロナになって、オンライン学習とか、オンライン授業とか、そういうのをもっと活用していっていただきたいというのが私の意見でございます。

【委員】

先日、武蔵野市子どもプラン推進地域協議会で、この委員会のことが紹介されて、委員の方からたしか4~5件意見が出ていたので、そういうことも報告してもらえたらなと思います。

【子ども子育て支援課長】

わかりました。次回少しまとめて報告させていただきます。ご指摘ありがとうございます。

【副委員長】

本日の議事についてはここで終了ということでよろしいでしょうか。 では、喜多委員長に進行をお戻ししたいと思います。よろしくお願いします。

3 その他

【委員長】

非常に多岐にわたるいろいろな意見が出されて、これをまた後で第3回のまとめという ことで事務局でも整理させていただきたいと思います。

一つは、子ども支援と若者支援はもう両方をつないで考えなければいけない。そういう 子ども・若者支援の居場所問題というのを改めて考えなければいけないなというのを痛感 しました。

もう一つは、居場所を支えている人の問題です。これは実際、みらいるのスタッフから聞いた話ですが、今のスタッフに対しての要望もあるけれども、未来のスタッフの問題がもっと深刻なんだ。要するに、いないのです。居場所づくりとか、プレーパークもそうで

すが、若い人たちが子ども支援者として、今なかなかつかまらなくなってきているという 問題を出されていたのも、今後非常に受けとめなければいけない。子ども支援者の養成あ るいは研修といった問題も、改めて考えなければいけないかなと思っております。

そんなことを含めて、子どもの居場所の問題を、もう一度整理しながら、第4回委員会 につなげていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

あとは事務局にお任せしたいと思います。

【子ども子育て支援課長】

本日はどうもありがとうございました。次回、論点整理したときに、今回のようにまたまとめていただいたところでご意見をいただければと思っております。

事務局からの連絡事項ですが、まず最初にあった 10 月 11 日の橋詰委員のいじめに関する授業のオンラインの配信につきましては、事務局で調整をして、またメールでご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

それから、会議録についてです。速記録ができ次第、皆様にeメール等でお送りいたしますので、内容のご確認をお願いいたします。ご自身の発言のところなどで修正すべきところがあれば、事務局までeメール等でご連絡ください。皆様からの修正を反映した後に、委員会資料として、あわせて市のホームページで議事録を公表いたします。

2点目でございますが、次回委員会についてです。次回委員会は 11 月 9 日の開催を予 定しております。開催のご案内や資料については後日お送りさせていただきます。

最後に、この委員会に関しまして何かございましたら、子ども家庭部子ども子育て支援 課までお問い合わせをお願いいたします。

【委員長】

あとなければ、第3回目の検討委員会を終わらせていただきます。どうもお疲れさまで した。

以上